豊中市障害児教育基本方針（改定版）

平成２８年（２０１６年）４月１日改定

　はじめに（改定にあたって）

昭和５３年（１９７８年）、豊中市は当時の障害児教育の様々な課題を明確にし、障害児の自立をめざした障害児教育を推進するために、豊中市障害児教育基本方針を策定した。以来、豊中市は、この豊中市障害児教育基本方針をもとに、障害のある全ての児童生徒の教育保障や障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流と相互理解、障害の重度・重複化・多様化への対応、幼・小・中の一貫した教育内容や方法の充実、関係機関との連携等の諸課題の取り組みを通じて、「ともに学び、ともに育つ」教育を先進的に推進してきた。その成果として今日では、障害のあるなしにかかわらず、居住地校区の学校に就学することが広く認識されている。

国連の障害者の権利に関する条約（平成２６年(２０１４年)批准）の第２４条において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包括する教育制度（inclusive education system）を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされている。

こうした国際的な動きの中で、国内的には障害者基本法（平成2３年(２０１１年)改正）の第１６条では、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」としている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成2５年(201３年)）の第１条では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」としている。

さらに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会報告）（平成24年(２０１２年)）においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを調整することが重要であるとその方向性が示された。

これまで豊中市が長年にわたり取り組んできた、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導のもと、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに充実・発展させ、豊中市教育振興計画、豊中市教育行政方針及び豊中市教育指導要項にもとづく様々な取り組みとの整合・調整をはかりつつ、新たな時代における豊中市としてのインクルーシブ教育を実現するため、ここに豊中市障害児教育基本方針を改定する。

本基本方針がめざすインクルーシブ教育について

本基本方針がめざすインクルーシブ教育の目的は、「共生社会の形成」と「障害のある子どもの可能性が最大限に伸びること」の実現にある。

子どもたちが、ともに学び育つ経験を通して共生社会の意義を体得することと、一人ひとりの子どもに教育の公正な機会や成長が保障されることが、次世代のより多様な社会参加が可能な共生社会の素地となり、さらにこれらが好循環をなし、より望ましい姿へと発展していく状態をめざす。

なお、本基本方針がめざすインクルーシブ教育の推進にあたっては、基本項目にある多様なアプローチの充実に努め、さらに、学校、地域、社会、そして子どもや保護者への様々な働きかけを通して行うものである。

　基本項目

（１）教育相談・就学相談

・関係機関等との連携のもとに、乳幼児期から子どもが専門的な教育相談・支援を受けられる体制の充実をはかる。

・就学までの流れや就学先決定の仕組み、就学先決定後の相談等の情報提供を早期に行う。

（２）就学先の決定

・居住地校区の小・中学校及び支援学校に関する十分な情報提供を行うとともに、丁寧な就学相談に努める。

・教育委員会は、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、居住地校区の小・中学校への就学を基本とし、専門的見地からの意見、学校・地域の状況等から総合的な判断を行い、就学先を決定する。

（３）基礎的な環境整備・合理的配慮

・障害のある児童生徒が充実した教育を受けられるよう、基礎的な環境整備の充実に努める。

・一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、教育の公正な機会を保障するための合理的配慮の充実に努める。

（４）一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

・一人ひとりの教育的ニーズを明確にし、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実をはかる。

・多様な指導形態を活用した教育を柔軟に行うことによって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実をはかり、適切な支援を推進する。

（５）学校全体の専門性の確保

・教職員の支援教育に関する専門性の向上をはかるため、研修等の充実に努める。

・児童生徒の多様な教育的ニーズに応えるため、外部人材の活用をはかり、学校全体としての専門性の確保に努める。

（６）関連機関との連携と切れめのない支援

・学校は、医療や福祉サービス等の外部機関と連携を密にし、障害のある児童生徒の地域での生活の充実に努める。

・支援内容等については、本人・保護者との共通理解をすすめながら、保育所（園）、幼稚園、認定こども園から小・中学校、また児童発達支援センター及び支援学校等の関係諸機関との連携をはかり、就学前から義務教育修了後の進路選択までを含めた切れめのない一貫した支援の推進に努める。